

広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則

改正後

様式第4号(第8条関係)

		※ 精 査 検 算 印	
※ 特別徴収義務者(納税者)の氏名又は名称		※ 県 税 コ ー ド	※ 賦 課 番 号
受付印	特別徴収義務者の登録番号	第 号	
	納税者の登録番号	第 号	
	特別徴収義務者(納税者)の住所 (所在地)及び電話番号		(電話)
	フリガナ		印
	特別徴収義務者(納税者) の氏名(名称及び代表者の氏名)		
	最終処分場の所在地及び電話番号		(電話)
	フリガナ		
	最終処分場の名称		
平成 年 月 日	広島県知事様		
産 業 廃 棄 物 埋 立 税 納 入 申 告 書			
区 分	平成 年 月 分	平成 年 月 分	平成 年 月 分
月中における最終処分 場への産業廃棄物の搬 入量	① 千 トン	千 トン	千 トン
条例第4条第1号の規定 によって課税免除され る搬入量	②		
条例第4条第2号の規定 によって課税免除され る搬入量	③		
課税標準となる産業廃 棄物の搬入量 ①-②-③	④		
委託契約による最終処 分場への産業廃棄物の 搬入量	⑤		
委託契約以外による最 終処分場への産業廃棄 物の搬入量 ④-⑤	⑥		
この申告により申告納 入すべき産業廃棄物埋 立税額 (⑤×1,000円/トン)	⑦ 百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円
この申告により申告納 付すべき産業廃棄物埋 立税額 (⑥×1,000円/トン)	⑧ 百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円
申 告 期 限	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
備 考			

関与税理士署名押印 (電話)

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 この申告書には、別表を添付して提出してください。
 3 「搬入量」の欄は、重量を記載することとし、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
 4 「税額」の欄は、円まで記載してください。
 5 税額は、実績月ごとに、別々の納付書により納付してください。
 6 申告書の提出期限後に申告納入(納付)されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。
- 備考 用紙の大きさは、縦29.8センチメートル、横21.5センチメートルとする。

改正前

様式第4号(第8条関係)

		※ 精 査 検 算 印	
※ 特別徴収義務者(納税者)の氏名又は名称		※ 地 域 コ ー ド	※ 賦 課 番 号
受付印	特別徴収義務者の登録番号	第 号	
	納税者の登録番号	第 号	
	特別徴収義務者(納税者)の住所 (所在地)及び電話番号		(電話)
	フリガナ		印
	特別徴収義務者(納税者) の氏名(名称及び代表者の氏名)		
	最終処分場の所在地及び電話番号		(電話)
	フリガナ		
	最終処分場の名称		
平成 年 月 日	広島県知事様		
産 業 廃 棄 物 埋 立 税 納 入 申 告 書			
区 分	平成 年 月 分	平成 年 月 分	平成 年 月 分
月中における最終処分 場への産業廃棄物の搬 入量	① 千 トン	千 トン	千 トン
条例第4条第1号の規定 によって課税免除され る搬入量	②		
条例第4条第2号の規定 によって課税免除され る搬入量	③		
課税標準となる産業廃 棄物の搬入量 ①-②-③	④		
委託契約による最終処 分場への産業廃棄物の 搬入量	⑤		
委託契約以外による最 終処分場への産業廃棄 物の搬入量 ④-⑤	⑥		
この申告により申告納 入すべき産業廃棄物埋 立税額 (⑤×1,000円/トン)	⑦ 百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円
この申告により申告納 付すべき産業廃棄物埋 立税額 (⑥×1,000円/トン)	⑧ 百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円
申 告 期 限	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
備 考			

関与税理士署名押印 (電話)

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 この申告書には、別表を添付して提出してください。
 3 「搬入量」の欄は、重量を記載することとし、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
 4 「税額」の欄は、円まで記載してください。
 5 税額は、実績月ごとに、別々の納付書により納付してください。
 6 申告書の提出期限後に申告納入(納付)されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。
- 備考 用紙の大きさは、縦29.8センチメートル、横21.5センチメートルとする。

改正後

別表

※ 特別徴収義務者（納税者）の氏名又は名称							※ 県税 コード	※ 賦課番号
課税標準に関する明細書（平成 年 月分）								
区分	重量による搬入		容量による搬入			合計		
	産業廃棄物の種類	重量(ア) (トン)	産業廃棄物の種類	容量(A) (m ³)	換算係数 (B)	換算して得た重量 (A) × (B) = (イ) (トン)	重量((ア)+(イ)) (トン)	
課税標準となる搬入	委託契約による最終処分場への搬入							申告書の⑤欄に転記
	委託契約以外による最終処分場への搬入							申告書の⑥欄に転記
	小計							申告書の④欄に転記
課税免除される搬入	条例第4条第1号該当							申告書の②欄に転記
	条例第4条第2号該当							申告書の③欄に転記
	合計							申告書の①欄に転記
備考								

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 この明細書は、月別に作成し、別記様式第4号の申告書に添付して提出してください。
 3 「産業廃棄物の種類」の欄は広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則第6条第1項の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載し、「換算係数」の欄は同表の下欄に掲げる換算係数を記載してください。
 4 「重量」の欄は、0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
 5 「容量」の欄は、端数を処理しないで記載してください。

改正前

別表

※ 特別徴収義務者（納税者）の氏名又は名称							※ 地域 コード	※ 賦課番号
課税標準に関する明細書（平成 年 月分）								
区分	重量による搬入		容量による搬入			合計		
	産業廃棄物の種類	重量(ア) (トン)	産業廃棄物の種類	容量(A) (m ³)	換算係数 (B)	換算して得た重量 (A) × (B) = (イ) (トン)	重量((ア)+(イ)) (トン)	
課税標準となる搬入	委託契約による最終処分場への搬入							申告書の⑤欄に転記
	委託契約以外による最終処分場への搬入							申告書の⑥欄に転記
	小計							申告書の④欄に転記
課税免除される搬入	条例第4条第1号該当							申告書の②欄に転記
	条例第4条第2号該当							申告書の③欄に転記
	合計							申告書の①欄に転記
備考								

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 この明細書は、月別に作成し、別記様式第4号の申告書に添付して提出してください。
 3 「産業廃棄物の種類」の欄は広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則第6条第1項の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載し、「換算係数」の欄は同表の下欄に掲げる換算係数を記載してください。
 4 「重量」の欄は、0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
 5 「容量」の欄は、端数を処理しないで記載してください。

改正後

様式第8号(第8条関係)

産業廃棄物埋立税徴収猶予申請書 (兼徴収猶予
個別整理簿)

※		県税 コード	賦課番号				始期			終期			証券 受託
広島県知事様							年	月	日	年	月	日	
申請者	住所 (所在地)	受付印											
	氏名 (名称及び 代表者の氏名)												
	最終処分場の所在地 及び電話番号												
最終処分場の名称													
産業廃棄物埋立税について、広島県産業廃棄物埋立税条例第11条の規定により次のとおり徴収猶予を申請します。													
平成 年 月 日													
徴収猶予を受けようとする税額													
平成 年 月分			平成 年 月分			平成 年 月分			合計				
百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	円	
納入の内訳						課税標準量及び売掛金等の状況							
実績年月	納入年月日	納入金額	課税標準量	左のうち売掛分		徴収猶予を受け ようとする期間	担保の 提供						
				金額	件数								
年	月	年	月	日	百万	千	円			・	・	から	有・無
									・	・	まで		
納税担保状況													
担保提供 年月日		種類	数量	価格	所在	保管 場所	保証人						
							住所	氏名					
合計							供託書の正本等の 提供年月日	平成 年 月 日	供託の 場所				

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 この申請書には、納期限までに回収することができなかった売掛金の計算書その他の証拠書類を添付してください。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第21号及び事務取扱規則別記様式第106号の2と複写式に印刷する。

改正前

様式第8号(第8条関係)

産業廃棄物埋立税徴収猶予申請書 (兼徴収猶予
個別整理簿)

※		地域 コード	賦課番号				始期			終期			証券 受託
広島県知事様							年	月	日	年	月	日	
申請者	住所 (所在地)	受付印											
	氏名 (名称及び 代表者の氏名)												
	最終処分場の所在地 及び電話番号												
最終処分場の名称													
産業廃棄物埋立税について、広島県産業廃棄物埋立税条例第11条の規定により次のとおり徴収猶予を申請します。													
平成 年 月 日													
徴収猶予を受けようとする税額													
平成 年 月分			平成 年 月分			平成 年 月分			合計				
百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	円	
納入の内訳						課税標準量及び売掛金等の状況							
実績年月	納入年月日	納入金額	課税標準量	左のうち売掛分		徴収猶予を受け ようとする期間	担保の 提供						
				金額	件数								
年	月	年	月	日	百万	千	円			・	・	から	有・無
									・	・	まで		
納税担保状況													
担保提供 年月日		種類	数量	価格	所在	保管 場所	保証人						
							住所	氏名					
合計							供託書の正本等の 提供年月日	平成 年 月 日	供託の 場所				

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 この申請書には、納期限までに回収することができなかった売掛金の計算書その他の証拠書類を添付してください。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第21号及び事務取扱規則別記様式第106号の2と複写式に印刷する。

改正後

様式第12号(第8条関係)

		※精査検査印	
※納税者の氏名又は名称		※県税コード	※賦課番号
受付印	納税者の登録番号	第 号	
	納税者の住所 (所在地)及び電話番号	(電話)	
	フリガナ		
	納税者の氏名 (名称及び代表者の氏名)	印	
	最終処分場の所在地及び電話番号	(電話)	
平成 年 月 日	フリガナ		
広島県知事様			

産業廃棄物埋立税修正申告書													
区分	平成 年 月 分				平成 年 月 分				平成 年 月 分				
月中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量	①	千	百	ト	千	百	ト	千	百	ト	千	百	ト
条例第4条第1号の規定によって課税免除される搬入量	②												
条例第4条第2号の規定によって課税免除される搬入量	③												
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ①-②-③	④												
委託契約による最終処分場への産業廃棄物の搬入量	⑤												
委託契約以外による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 ④-⑤	⑥												
既に納入の確定した産業廃棄物埋立税額 (⑤×1,000円/トン)	⑦	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円
申告納付すべき産業廃棄物埋立税額 (⑥×1,000円/トン)	⑧	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円
既に納付の確定した産業廃棄物埋立税額	⑨	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円
この修正申告により申告納付すべき産業廃棄物埋立税額 ⑧-⑨	⑩	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円
申告期限	平成 年 月 日				平成 年 月 日				平成 年 月 日				
備考													

関与税理士署名押印 (電話)

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 この申告書には、別記様式第4号別表を添付して提出してください。
 3 「搬入量」の欄は、重量を記載することとし、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
 4 「税額」の欄は、円まで記載してください。
 5 「既に納入の確定した産業廃棄物埋立税額⑦」の欄は、申告、更正又は決定により納入することが確定している税額を記載してください。
 6 「既に納付の確定した産業廃棄物埋立税額⑨」の欄は、修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付することが確定している税額を記載してください。
 7 税額は、実績月ごとに、別々の納付書により納付してください。
 8 申告書の提出期限後に申告納入(納付)されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。
- 備考 用紙の大きさは、縦29.8センチメートル、横21.5センチメートルとする

改正前

様式第12号(第8条関係)

		※精査検査印	
※納税者の氏名又は名称		※地域コード	※賦課番号
受付印	納税者の登録番号	第 号	
	納税者の住所 (所在地)及び電話番号	(電話)	
	フリガナ		
	納税者の氏名 (名称及び代表者の氏名)	印	
	最終処分場の所在地及び電話番号	(電話)	
平成 年 月 日	フリガナ		
広島県知事様			

産業廃棄物埋立税修正申告書													
区分	平成 年 月 分				平成 年 月 分				平成 年 月 分				
月中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量	①	千	百	ト	千	百	ト	千	百	ト	千	百	ト
条例第4条第1号の規定によって課税免除される搬入量	②												
条例第4条第2号の規定によって課税免除される搬入量	③												
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ①-②-③	④												
委託契約による最終処分場への産業廃棄物の搬入量	⑤												
委託契約以外による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 ④-⑤	⑥												
既に納入の確定した産業廃棄物埋立税額 (⑤×1,000円/トン)	⑦	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円
申告納付すべき産業廃棄物埋立税額 (⑥×1,000円/トン)	⑧	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円
既に納付の確定した産業廃棄物埋立税額	⑨	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円
この修正申告により申告納付すべき産業廃棄物埋立税額 ⑧-⑨	⑩	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円
申告期限	平成 年 月 日				平成 年 月 日				平成 年 月 日				
備考													

関与税理士署名押印 (電話)

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 この申告書には、別記様式第4号別表を添付して提出してください。
 3 「搬入量」の欄は、重量を記載することとし、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
 4 「税額」の欄は、円まで記載してください。
 5 「既に納入の確定した産業廃棄物埋立税額⑦」の欄は、申告、更正又は決定により納入することが確定している税額を記載してください。
 6 「既に納付の確定した産業廃棄物埋立税額⑨」の欄は、修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付することが確定している税額を記載してください。
 7 税額は、実績月ごとに、別々の納付書により納付してください。
 8 申告書の提出期限後に申告納入(納付)されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。
- 備考 用紙の大きさは、縦29.8センチメートル、横21.5センチメートルとする

産業廃棄物埋立税

県 税	賦 課 番 号

住 所(所在地) 平成 年 月 日
 氏 名(名称) 広島県産業廃棄物埋立税条例第17条の規定により更正・決定しましたから通知します。
 様 広島県産業廃棄物埋立税条例第18条の規定により「増減額」欄の不足税額及び加算金額を納期限までに納めてください。
 広島県知事 印

課税実績 年 月	申 告 分		更 正 ・ 決 定 分		増 減 額		加 算 金		法定納期限 申告年月日
	課税標準量 (産業廃棄物の搬入量)① トン	①に対応する税額 (①×1,000円/トン)	課税標準量 (産業廃棄物の搬入量)② トン	②に対応する税額 (②×1,000円/トン)	課税標準量 (産業廃棄物の搬入量) トン	税 額 円	算出基礎額 円	金 額 円	
合 計									

(注) 1 この通知書による不足税額、加算金額のほかには法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する期における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算して割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
 2 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
 3 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあることを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。
 また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、決定を経た後は、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
 ただし、異議申立てをしてから3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定をしないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 1 不足税額がない場合は、納付(納入)の通知はしないものとし、この通知書は、同通知書中(注)1及び2を削り、3を1とした上、更正・決定通知書として使用する。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

改正後

産業廃棄物埋立税

地 域	賦 課 番 号

住 所(所在地) 平成 年 月 日
 氏 名(名称) 広島県産業廃棄物埋立税条例第17条の規定により更正・決定しましたから通知します。
 様 広島県産業廃棄物埋立税条例第18条の規定により「増減額」欄の不足税額及び加算金額を納期限までに納めてください。
 広島県知事 印

課税実績 年 月	申 告 分		更 正 ・ 決 定 分		増 減 額		加 算 金		法定納期限 申告年月日
	課税標準量 (産業廃棄物の搬入量)① トン	①に対応する税額 (①×1,000円/トン)	課税標準量 (産業廃棄物の搬入量)② トン	②に対応する税額 (②×1,000円/トン)	課税標準量 (産業廃棄物の搬入量) トン	税 額 円	算出基礎額 円	金 額 円	
合 計									

(注) 1 この通知書による不足税額、加算金額のほかには法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する期における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算して割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
 2 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
 3 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあることを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。
 また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、決定を経た後は、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
 ただし、異議申立てをしてから3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定をしないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 1 不足税額がない場合は、納付(納入)の通知はしないものとし、この通知書は、同通知書中(注)1及び2を削り、3を1とした上、更正・決定通知書として使用する。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

改正前